



議案第九号

吉尾地区小規模土地基盤整備事業計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十二年九月二十八日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾貳年九月廿八日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

記

一 事業の名称 地域農政整備事業

吉尾地区小規模土地基盤整備事業

二 工事の場所 東伯郡三朝町大字吉尾地内

三 工事の概要

○ 仮場整備事業 区画整理六〇ヘクタール

○ 農道整備事業 延長四五〇メートル 幅員三〇メートル

○ 農地開発事業 農地造成一八ヘクタール

四 事業費

○ 仮場整備事業 四七〇三〇〇〇円

○ 農道整備事業 一〇三五〇〇〇円

○ 農地開発事業 九〇一三〇〇〇円

計 六六三九三〇〇円

五 事業の実施方法 請負

六 工事の時期 昭和五十二年度・昭和五十三年度